(七)　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置における特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等から除外される特定非課税管理勘定に上場株式等を受け入れようとする日以前六月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたものについて、同日以前六月以内にその者の特定累積投資勘定において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたものとすることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三関係）

(八)　国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置について、その適用対象となる地方独立行政法人に重要文化財を譲渡した場合における当該地方独立行政法人の範囲を博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とすることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一七の二関係）

(九)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用対象から除かれる特定居住用家屋に該当する家屋並びに控除額の特例の対象となる特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋の細目を定めるとともに、適用対象となる特例居住用家屋及び特例認定住宅等に該当する家屋の床面積その他必要な事項を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条関係）

(十)　令和五年一月一日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書等について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二及び附則第一〇条関係）

(1)　住宅借入金等に係る債権者は、その年の一二月三一日における住宅借入金等の金額その他の事項を証する書類の交付を要しない。

(2)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書の記載事項に、その年の一二月三一日における住宅借入金等の金額を加える。

(十一)　住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度について、居住日の属する年が令和五年であり、かつ、住宅の取得等が居住用家屋の新築等である場合における提出期間の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の三関係）

(十二)　公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件における判定基準寄附者の判定に用いる特定学校等の範囲につき所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の二関係）

(十三)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、控除額の特例の対象となる増築、改築その他の工事で特定の改修工事等と併せて行われるものの範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の五関係）

2　法人課税

(一)　法人課税信託の受託者等に関する通則について、法人課税信託の受託法人の沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を二、〇〇〇万円とすることとした。（租税特別措置法施行令第一条の二関係）

(二)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、対象となる事業及び資産の範囲の細目を定めるほか、経済金融活性化特別地区に係る措置における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を見直すとともに、各区域に係る適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法施行令第二七条の九関係）

(三)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の対象となる特定建物等の取得価額の最低限度を二、五〇〇万円以上（改正前二、〇〇〇万円以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第五条の五の三及び第二七条の一一の三関係）

(四)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、特定非新規雇用者数及び移転型特定非新規雇用者数の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六及び第二七条の一二関係）

(五)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、一定の法人が本制度の適用を受ける場合に公表すべき事項の細目及びその事項を公表している場合を定めるほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の細目、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における継続雇用者給与等支給額に係る要件の判定方法等を定めるとともに、教育訓練費の額に係る要件を満たすものとして本制度の適用を受ける場合には教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前確定申告書等への添付）をしなければならないこととした。（租税特別措置法施行令第五条の六の四及び第二七条の一二の五関係）

(六)　法人税額から控除される特別控除額の特例について、継続雇用者給与等支給額に係る要件における前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合について定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の一三関係）

(七)　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について、対象となる環境負荷低減事業活動用資産等の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条の二の二及び第二八条の七関係）

(八)　沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度及び沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度について、対象となる事業及び資産の範囲の細目等を定めるほか、経済金融活性化特別地区に係る措置における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を見直すとともに、各区域に係る適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法施行令第六条の三及び第二八条の九関係）

(九)　輸出事業用資産の割増償却制度について、対象となる輸出事業用資産の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条の六及び第二九条の四関係）

(十)　特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例について、特別償却対象資産につきその事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けた場合における特別償却不足額等の計算方法を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三〇条関係）

(十一)　準備金方式による特別償却制度について、特別償却対象資産につきその事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けた場合における特別償却準備金積立不足額等の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三一条関係）

(十二)　保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三三条の二関係）

(1)　保険の種類について、火災保険等を次の保険の区分とする。

イ　火災保険及び風水害保険

ロ　動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険

ハ　賠償責任保険

(2)　火災保険等に係る積立率の特例について、(1)イに掲げる保険の積立率を一〇パーセント（改正前六パーセント）に引き上げ、(1)ハに掲げる保険を対象から除外する。

(3)　火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を三年延長する。